

わが国都市銀行の重層的国際化

伊鹿倉 正 司

1. はじめに

本稿は、独自に構築したデータベースに基づき、1952年4月から2000年3月までの約半世紀にわたるわが国都市銀行の国際化について、既存の研究では十分に明らかにされていない点を解明するとともに、いくつかの誤解を払拭することを目的としている¹⁾。

わが国における都市銀行の国際化に関する先行研究としては、おおまかに3つのグループに分けることができる。第1は、主に金融・国際金融の研究者や実務家による研究であり、代表的な研究として藤田・石垣 [1982]、馬淵 [1992]、家森 [1999] が挙げられる²⁾。藤田・石垣 [1982] では、都市・地域銀行15行に対してアンケート調査とヒアリング調査を実施し、邦銀の国際化の実態について明らかにしている。数多くの質問項目から多角的に邦銀の国際化を明らかにした研究としては他に類が無く、邦銀の国際化研究において必読の研究といえよう。馬淵 [1992] では、都市銀行の米国現地法人の経営実態に焦点をあて、現地での日本的経営への適用度、アメリカ的経営への適応度、親会社からの独立性について独自のアンケート調査とヒアリング調査によって明らかにしている。筆者は、長年国際業務に携わってきた実務家であり、その経験に基づく考察は学ぶべきものが多い。家森 [1999] は、邦銀の国際化について、著者がそれまで行ってきた研究をまとめたものであり、人的組織面のデータを用いて邦銀の国際化を分析するなどユニークな研究を行っている。また、邦銀の海外拠点の立地選択やleader-follower（主導－追随）仮説についての実証分析は、多くの論文で引用されている。

第2は、多国籍企業の研究者による研究であり、主に邦銀によるユーロ・シンジケートローンへの参加、途上国政府へのオイルマネーの還流など、主として国際マネーフローの観点から研究

- 1) 本稿における都市銀行とは、大蔵大臣の諮問機関であった金融制度調査会が1968年に示した定義に依拠する。すなわち都市銀行とは、「普通銀行のうち6大都市またはそれに準ずる都市を本拠として、全国的にまたは数地方にまたがる広域的営業基盤を持つ銀行」と定義する。1968年当時、都市銀行に分類されたのは、第一銀行、三井銀行、富士銀行、三菱銀行、協和銀行、日本勧業銀行、三和銀行、住友銀行、大和銀行、東海銀行、北海道拓殖銀行、神戸銀行、東京銀行の13行であった。その後、1968年に日本相互銀行が相互銀行から普通銀行に転換し、太陽銀行に商号変更して都市銀行に加わった。1969年には埼玉銀行が地方銀行から都市銀行に転換した。なお本稿では、都市銀行や信用長期銀行、地域銀行など、わが国の銀行全般を包含する用語として「邦銀」という用語を用いているが、都市銀行と区別して用いている。
- 2) 他の研究としては、1980年代後半から90年代初めの邦銀のアジア展開を明らかにした二上 [1992]、1980年代から90年代の邦銀の香港での活動実態を明らかにした横内 [2003]、1970年代の邦銀の米国内での業務展開を明らかにした神野 [2005] などがある。なお、学術書ではないが、三和銀行香港支店を題材にしたノンフィクション小説である立石 [2005] は、邦銀の国際業務の実務を知るうえで非常に参考になる。

が積み重ねられてきた。また、日系自動車メーカーと邦銀の海外での取引関係を明らかにした向 [2001] は、前述のleader-follower仮説についての貴重な定性情報を提供している。

第3は、経済地理学を専門とする研究者による研究であり、代表的な研究として芳賀 [1998] が挙げられる。芳賀 [1998] は、これまで国レベルで分析されてきた邦銀の立地分析を都市レベルで分析を行い、邦銀の海外進出がニューヨーク、ロンドン、香港の国際金融センターを頂点として他の都市に階層的に進出することで、空間的な階層構造が形成されたことを明らかにした。また、銀行の進出が、進出先都市の発展に寄与するという考えは、従来の金融論をベースにした先行研究にはないものである。

以上、都市銀行の国際化に関する先行研究を概観してきたが、今後、いくつか克服すべき課題が存在する。第1は、海外拠点形態の取り扱いである。海外拠点には、駐在員事務所、支店、現地法人の主に3つの形態が存在するが、多くの先行研究では、これらの拠点形態を明示的に区別していない。しかしながら、それぞれの形態は活動内容や設立目的などが大きく異なるため、それらを一括りに捉えてしまうと、例えば1980年代以降、都市銀行の国際化において重要性が増した現地法人の役割を過小評価し、国際化の多様性を見落とす危険性がある。第2は、各銀行の国際化の取り扱いである。次節以降で詳述するが、東京銀行の国際化は極めて特殊なものであり、他の都市銀行と区別して捉える必要があるが、多くの先行研究では、その特殊性はほとんど考慮されていない。その他の都市銀行においても、その国際化は多様であり、さらに銀行合併によって、新銀行の国際化が大きく変化したにもかかわらず、先行研究では一切触れられていないことも課題の1つといえる。第3は、研究対象時期・期間の取り扱いである。家森 [1999] を除き、ほとんどの先行研究は、ある特定の年（年度）、複数の年（年度）、年代に限定したものである。しかしながら、本稿で述べるように、時間の経過に伴って、都市銀行の海外拠点数、進出先などは大きく変化し、また、同じ拠点であったとしても、時期によって業務内容が変容する。よって、比較的長いタイムスパンで都市銀行の国際化を観察する必要があるが、データの制約から、時系列的に捉えた研究は非常に少なかった。そして第4は、進出先の取り扱いである。芳賀 [1998] を除き、ほとんどの先行研究では、進出先を都市レベルでとらえることはなかった。しかしながら、都市銀行の進出先については（いわゆるサービス業全般にあてはまることであるが）、国レベルではなく都市レベルで論じることには重要な意味を持つ。例えば、都市銀行は、これまでアメリカの主要都市に数多くの拠点を置いてきたが、ニューヨークに拠点を置く場合とロサンゼルスに拠点を置く場合とでは、その設置目的や拠点形態が大きく異なる。同様のことは、中国における北京と上海、イギリスにおけるロンドンとバーミンガム、ドイツにおけるフランクフルトとデュッセルドルフにもあてはまる。

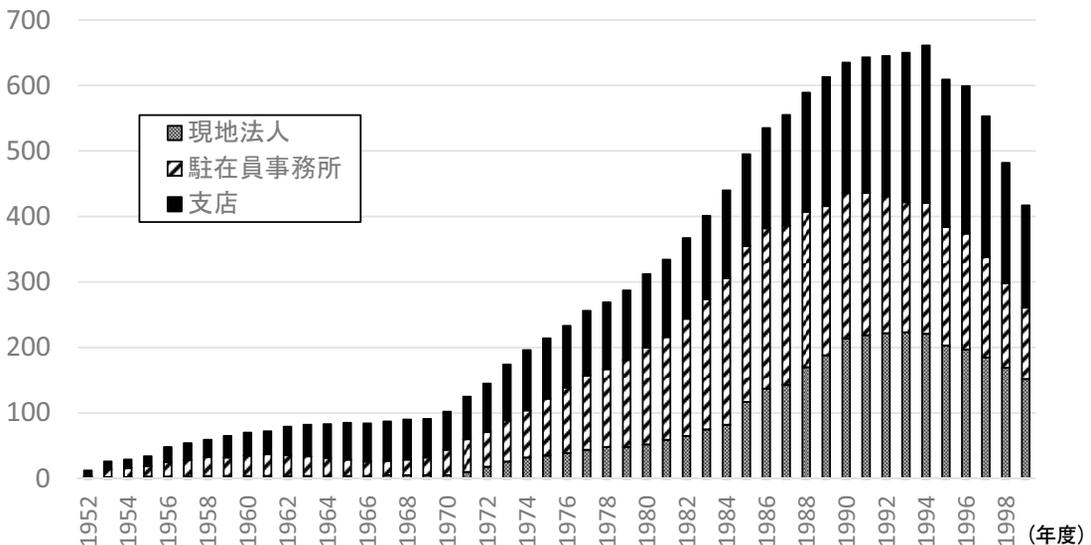
以下では、これまでの優れた先行研究で得られた知見に基づき、また、上記で挙げた4つの課題に留意しながら、わが国都市銀行の国際化の全容を明らかにしていきたい。

2. 海外進出の概要

図1は、拠点形態別の海外拠点数の推移を示したものである。前述のように、銀行の海外拠点形態としては、主として駐在員事務所、支店、現地法人の3つがある。駐在員事務所は銀行業務を行うことができず、現地の情報収集や現地コルレス銀行との連絡などが主な業務となるが、支店と現地法人は銀行業務を行うことが可能であり（現地法人は現地金融当局より銀行免許が交付された場合のみ）、さらに現地法人は周辺業務（証券業務やリース業務など）も行うことが可能である。

本稿における海外拠点とは、特に断りがない限り、親銀行によって直接開設された上記の3形態、現地法人については、親銀行の出資比率が50%超の法人のみを海外拠点と定義し、その他の拠点を含まない。なお、その他の拠点とは、おおまかに次の4つのパターンによって開設された拠点である。第1のパターンは、親銀行の出資比率が50%以下の現地法人である。具体的には、1970年代に多く見られ、複数の金融機関による共同出資で設立された国際コンソーシアム銀行、また、現地政府の外銀規制により出資比率が50%以下に制限されている現地合弁会社などがあてはまる。第2のパターンは、現地法人によって設立された別法人（いわゆる孫会社）であり、例えば1990年代前半にロンドンやニューヨーク所在の証券現地法人が、香港やシンガポールに設立したデリバティブ現地法人があてはまる。第3のパターンは、現地法人によって開設された駐在員事務所や支店であり、ニューヨーク所在の信託現地法人やロサンゼルス所在の銀行現地法人によって多く設立されたものである。第4のパターンは、現地金融機関を買収することによって

図1 拠点形態別の海外拠点数の推移



（出所）日本金融名鑑、ニッキン資料年報各号より筆者作成

得られた既存の現地拠点である。厳密にはその他のパターンもあるが、それらは適宜説明を加えていく。

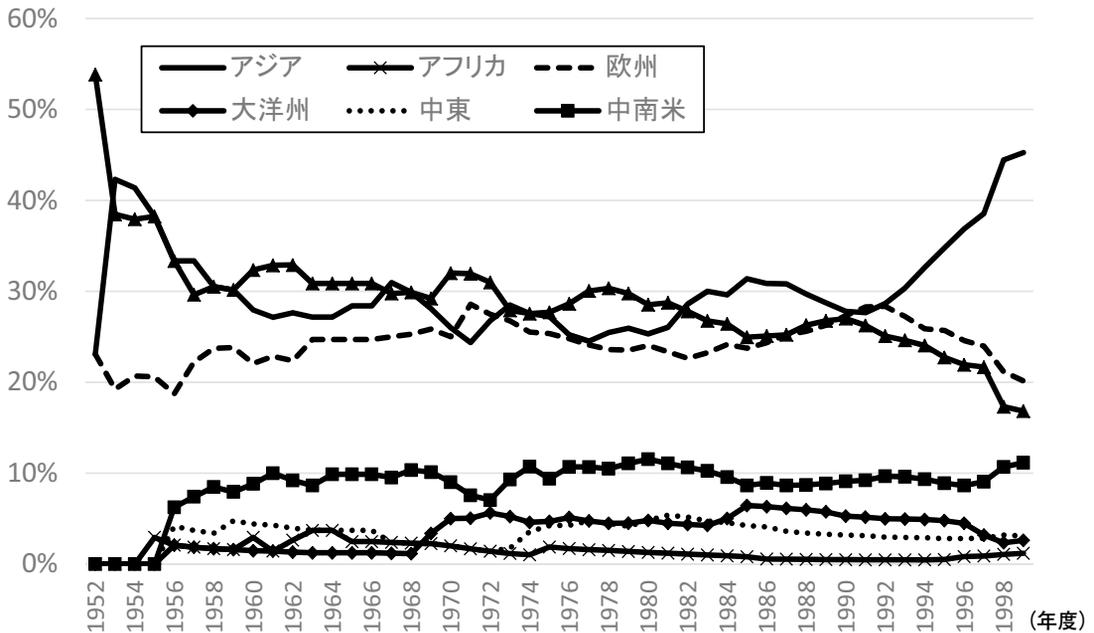
さて、本稿で定義する海外拠点数の推移を見ると、1952年度に12拠点が開設されたのを皮切りに、その後、拠点数は増加を続け、1994年度末には最多の661拠点に至った(図1参照)。なお、詳細は次節以降で述べるが、都市銀行の海外進出は、大きく4つの時期に区分することができる。第1の区分は1960年代までの時期であり、旧大蔵省の方針により唯一の外国為替専門銀行であった東京銀行の拠点設置が優先的に進められ、他の都市銀行の海外進出が大きく制限されていた点に特徴がある。第2の区分は1970年代であり、1960年代までの東京銀行を除く都市銀行の海外店舗規制が若干緩められ、駐在員事務所においては1年に1拠点の設置が認められるなど、上位行を中心に増加の度合いが高まっていった時期である³⁾。第3の区分は1980年代から90年代前半であり、店舗規制が大幅に緩和され、駐在員事務所の設置は原則自由、支店と現地法人においても1年に複数の拠点開設が認められることで、都市銀行の海外拠点数が加速度的に増加した点に特徴がある。そして第4の区分は1990年代後半であり、バブル崩壊による経営難に直面した都市銀行が、それまでの拡大戦略を180度転換させ、大規模な海外拠点の統廃合を行った時期である。それにより、1999年度末の海外拠点数は417拠点となり、ピーク時の約6割程度にまで急減した。

次に、拠点別の推移に目を向けると、まず海外進出の最初の足掛かりとして駐在員事務所が設置され、その後、次第に駐在員事務所から支店の昇格が増加し、1970年からは現地法人の開設が増加するという一連の流れが見て取れる。ただし、一部の先行研究で述べられているが、1つの海外拠点の形態が駐在員事務所⇒支店⇒現地法人といったように連続的に転換することは大きな誤りであることを指摘しておこう。このことは、駐在員事務所から支店への昇格は数多く行われている一方、支店から現地法人への転換は、東京銀行のクアラルンプール支店が1994年7月にマレーシア東京銀行に転換した以外、皆無であるという事実が証明している。すなわち、駐在員事務所と支店は代替関係にあるが、支店と現地法人は補完関係であるといえる。なお、銀行が海外進出を行う際、どのような拠点形態を選択するかについては、現地金融当局の外銀規制の内容や顧客企業の取引ニーズなどが大きく影響する。例えば、外国銀行による支店設置を認めていない国に進出する場合には、自ずと駐在員事務所か現地法人による進出を行わざるを得ないし、また、顧客企業の取引ニーズが多様化し、支店では対応できない場合には、現地法人の設置が検討されることとなる。

図2は、地域別の拠点数シェアの推移を表したものである。年によって多少の変動はあるものの、1980年代までは北米、欧州、アジアの3地域の拠点数は同じように推移しており、全体のシェアで見ると3地域ともおおむね25～30%台で拮抗している。それが90年代に入ると、欧州と北米

3) 本稿では、説明上、都市銀行を預金規模で上位行と中・下位行という分け方を行っている。その区分は藤田・石垣[1982]に依拠しており、上位行は第一勧業銀行、富士銀行、住友銀行、三菱銀行、三和銀行、中・下位行はそれら以外の都市銀行が該当している。なお、東京銀行は預金規模では中・下位行に属するが、外国為替専門銀行という特殊性を考慮して、本稿では明示的に中・下位行に分類せずに取り扱っている。

図2 地域別の拠点数シェアの推移

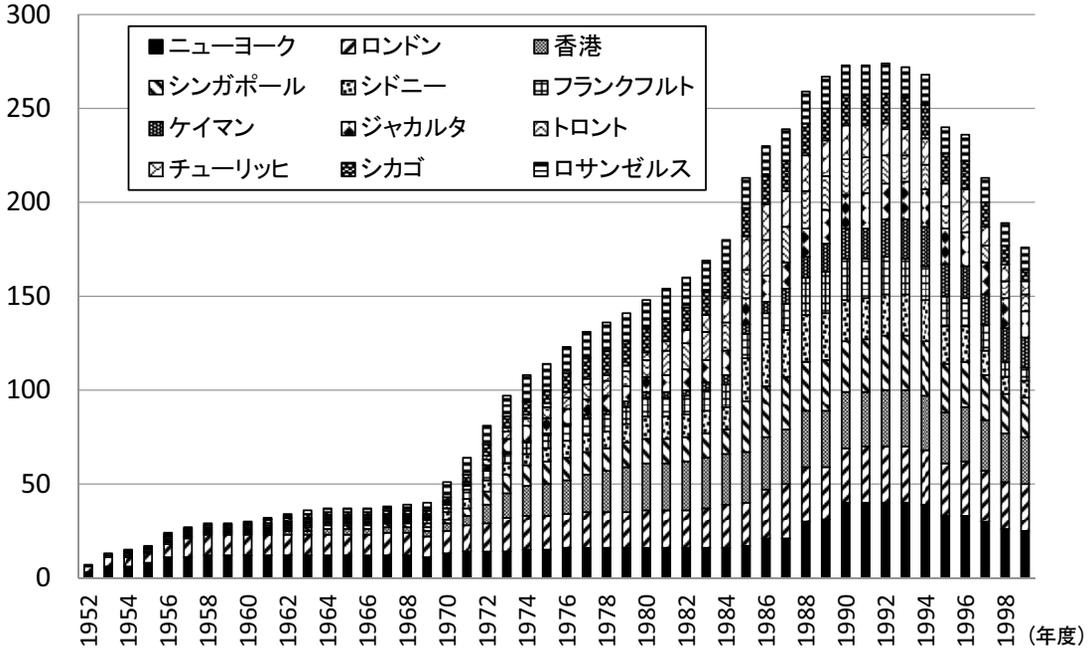


(出所) 図1と同じ

の拠点数は横ばい、特に90年代後半には大幅に減少に転じる一方、アジアの拠点数は増加し続け、1999年度末時点で191拠点が置かれ、約45%のシェアを占めていた。

次に、都市銀行の海外進出先を図3で確認しておこう。本稿が対象とする期間において、都市銀行が1つ以上の拠点を開設した都市は124都市を数える。地域別にみると、最多はアジアの48都市であり、以下、北米の32都市、欧州の28都市が続く。図3は、15拠点以上開設された12都市を抽出し、それらの拠点推移を示したものである。12都市全ての推移を説明することはできないが、1960年代まではニューヨークとロンドンへの進出が多くを占めていた。ちなみに、同一都市に1拠点以上の駐在員事務所や支店の設置が現地金融当局から認められることはないため、当時の都市銀行数（10行程度）からして、ほぼ全ての都市銀行が60年代までにはニューヨークとロンドンの両方に拠点を有していたことがわかる。70年代に入ると香港の拠点数が急増し、70年代後半にはニューヨークとロンドンの拠点数を上回るようになる。また、80年代後半に入るとアジアの国際金融市場として台頭してきたシンガポールの拠点数が急増するが、同様にシドニーの拠点数も急増しているのは興味深い。必ずしも全ての事例に当てはまるわけではないが、拠点数が急増する背景には、進出先国の外銀規制の緩和が関連している場合が多い。また、80年代後半にニューヨークの拠点数が急増し、1990年には最多の40拠点が置かれていたが、主な理由としては、米国の銀証分離規制の緩和を見越した証券現地法人の開設が増えたこと、大和銀行が1989年2月に英ロイズ銀行の米国拠点を取得したことが挙げられる。

図3 銀行別の拠点数の推移

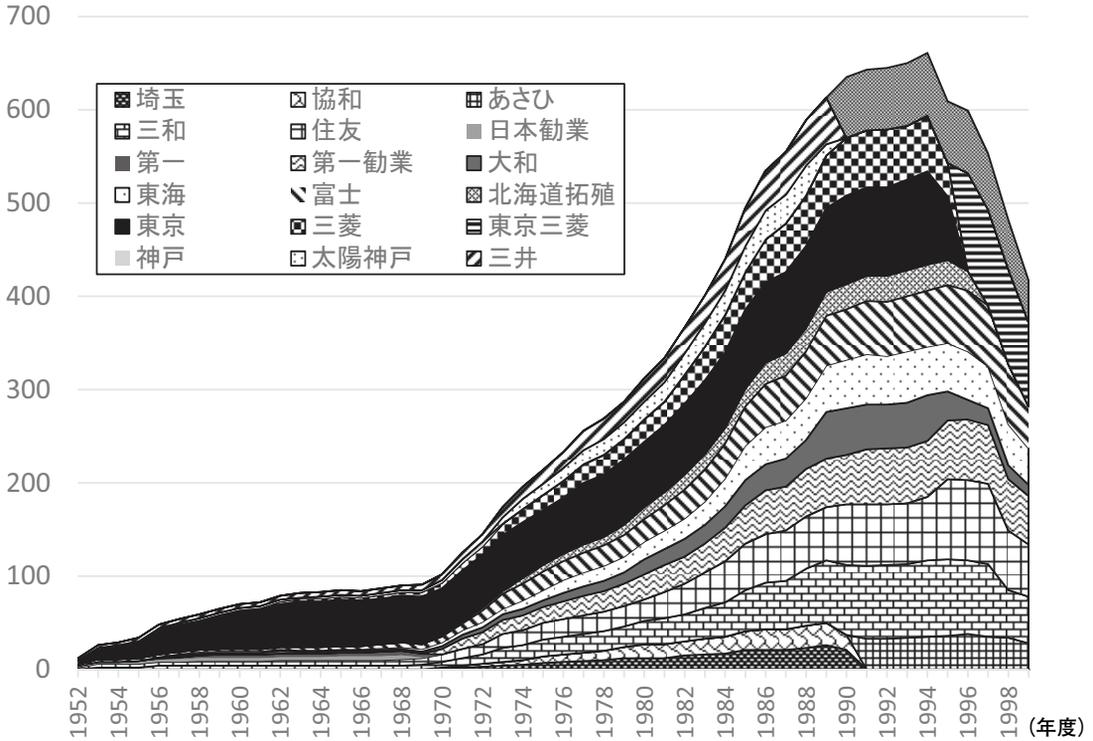


(出所) 図1と同じ

最後に、図4の銀行別拠点数の推移を見て本節の結びとしたい。1960年代までの都市銀行の海外進出は、東京銀行が年平均3拠点のペースで海外拠点を開設していた一方、その他の都市銀行の開設ペースは、6～7年で1拠点程度の非常に緩慢なものであった。その結果、1969年度末時点での東京銀行の海外拠点は51拠点と、都市銀行全体の拠点数（91拠点）の実に6割近くを占めていた。しかし、1970年代に入ると、東京銀行以外の都市銀行の開設ペースが急速に高まり、1979年度末時点の東京銀行の海外拠点シェアは2割を少し上回る程度まで低下する。なお、1970年代に最も拠点数を増加させたのは第一勧業銀行であり、10年間で6拠点から24拠点到海外拠点を増やした。1980年代に入ると、都市銀行の海外拠点数は1970年代を上回るペースで増加を続け、1989年度末時点で東京銀行の90拠点を筆頭に、三和銀行が67拠点、住友銀行が57拠点を有するまでに至る。そして、1990年代に入ると、東京銀行の拠点数が100店舗の大台に達するが、経営難やアジア危機などを原因として、90年代後半には各行とも平均25拠点程度の削減を余儀なくされる。1999年度末で最多の拠点を有していたのは、1996年4月に東京銀行と三菱銀行が経営統合して誕生した東京三菱銀行の90拠点であり、以下、住友銀行の56拠点、第一勧業銀行の52拠点が続いている。

本節では、拠点形態別、地域別、都市別、銀行別の4つの視点から都市銀行の国際化の全体像を概説してきたが、次節以降では、4つの期間に分け、主要拠点の業務内容なども含めて、より踏み込んだ分析を行っていく。

図4 銀行別の拠点数の推移



(出所) 図1と同じ

3. 1960年代までの国際化

戦後の都市銀行の国際化は、サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月より「再開」された。再開という言葉を用いたのは、太平洋戦争前、わが国の銀行はすでに相当数の海外拠点を有していたためである。例えば、東京銀行の前身である横浜正金銀行は、1884年のロンドン支店開設を皮切りに、サンフランシスコ、ニューヨーク、ブエノスアイレス、上海、ボンベイなど、世界各地に広範な拠点網を形成していたし、住友銀行や三菱銀行、富士銀行といった財閥系銀行においても米国内や中国国内を中心に5～8拠点を保有していた。しかし、これらの海外拠点は、太平洋戦争の開戦後、もしくは敗戦直後に現地政府に全て接収されることとなる。

1952年4月、大蔵省は住友銀行、東京銀行、千代田銀行（後の三菱銀行）にニューヨーク駐在員事務所の設置を、東京銀行、富士銀行、帝国銀行（後の三井銀行）にロンドン駐在員事務所の開設を認めた⁴⁾。大蔵省が都市銀行の海外進出の再開を認めた背景には、当時、すでに日本の貿易商社や海運会社などが海外進出を再開しており、これらの企業を金融面から支援する必要性があったことが挙げられる。

4) 対象銀行と進出先は、外国為替取引の現状や過去の海外進出の実績などが勘案されて決められた。

1954年4月に外国為替銀行法が成立し、同年8月に東京銀行が同法に基づく外国為替専門銀行となった。以後、海外拠点の認可について、大蔵省は外国為替専門銀行を他行よりも優先させる方針をとったため、東京銀行の海外拠点は1953年度末の10拠点から1963年度末には49店舗と、わずか10年で約5倍になった。東京銀行の進出先の特徴としては、わが国の貿易取引の拡大と企業の海外進出を支援するという外国為替専門銀行としての責務を果たすため、サイゴン（現在のホーチミン）やアレキサンドリア、バグダッドといった、他行では採算面から進出を行わないような都市に積極的に進出を行ったことが挙げられる。なお、東京銀行が急速に海外拠点網を整備できた背景には、前身の横浜正金銀行が残した「遺産」が大きく寄与したと考えられる。例えば、1956年7月に東京銀行はブエノスアイレス支店を開設したが、当時のアルゼンチン政府は外国銀行の支店新設を認めていなかった。しかし、それが可能となった理由には、戦前の横浜正金銀行ブエノスアイレス支店が、アルゼンチンの貿易拡大に貢献したことが政府に認められたことが挙げられる。また、ハンブルグ支店やデュッセルドルフ支店の開設においては、横浜正金銀行の元現地スタッフや銀行と関係の深かった金融当局関係者の尽力が大きかったとされる。

一方、東京銀行以外の都市銀行の海外進出は、前述した大蔵省の認可方針により遅々として進まなかった。例えば、富士銀行は、1953年11月にニューヨーク駐在員事務所を開設したが、支店への昇格が認められるのに約3年を要した⁵⁾。なお、当時の邦銀のニューヨーク支店は、厳密には支店（ブランチ）ではなく代理店（エージェンシー）であった。ニューヨーク州法においては、支店の開設にあたり、ブランチとエージェンシーのどちらかを選択することができた。ブランチとエージェンシーの違いは、ブランチは一般預金の受け入れが可能であるが、1社あたりの貸付額について銀行の自己資本の1割以内という制約があるのに対して、エージェンシーには貸付額の制約がない反面、一般預金の受け入れに制約があるというものであった。当時は日本の総合商社などによる借入需要が旺盛であったため、すべての邦銀はエージェンシー形態を選択した。後にエージェンシーからブランチに転換が行なわれるようになるのは1970年代後半になってからである。

三和銀行のサンフランシスコ支店、日本勧業銀行の台北支店、三井銀行のバンコク支店を例外とすると、まずは二大国際金融都市であるロンドンとニューヨークに支店開設を目指すのが当時の海外進出のセオリーであった⁶⁾。両支店の開設時期は銀行によって異なり、上位行は1950年代後半、中・下位行は1960年代前半には両支店の開設を完了していた。

ロンドンとニューヨークに支店を構えた銀行は、次の支店開設先を模索していたが、大蔵省の

5) 1952年8月に開設されたロンドン駐在員事務所が、わずか2か月後の10月に支店昇格が認められたのとは対照的である。

6) 代表的な国際金融都市として取り上げられるロンドンとニューヨークではあるが、厳密にはそれぞれ性格が大きく異なる。ロンドンは英国の金融首都としての機能と、大陸欧州やユーロドル市場、ユーロ円市場等も含めたユーロ市場全体のクロスボーダー金融機能の両方を有している数少ない金融センターである。一方、ニューヨークは、世界有数の国際都市であり、ウォール街には世界各国から主要な金融プレーヤーが集まる国際的な金融センターではあるものの、実際の機能としては米国の金融取引を集積処理する金融首都としての色合いが強い。

抑制方針により支店開設が阻まれていた。そうした中、1960年6月に「貿易為替自由化大綱」が発表され、翌年、大蔵省は上位行に限り、1行につき1支店の開設を認める通達を行った。これにより、3店舗目の支店開設の道が開けたわけであるが、多く上位行はロサンゼルスとデュッセルドルフを開設先に選んだ。ロサンゼルスについては、1950年代後半より日本の総合商社や石油会社、自動車会社などの進出が進み、特に総合商社による旺盛な借入需要に対応する必要があった。一方、デュッセルドルフについては、近くにルール工業地帯がひかえ、工作機械などの日本への輸出取引の拠点となっており、主に日本の総合商社や鉄鋼会社を中心とする外国為替や貿易金融取引の拡大が期待されていた。なお、1960年代後半に入ると、アジアへの進出も少しずつ増加し始めたが、最も多くの拠点が開設されたのは、1969年度末でソウルの4拠点であった。

次に1960年代までの現地法人についてであるが、その数は、加州東京銀行、加州住友銀行、東京銀行信託会社、ブラジル住友銀行、サンパウロ東京銀行、バンク・オブ・トウキョウ・インターナショナル、BOTホールディングスの7社が開設されたに過ぎなかった⁷⁾。

戦後初の海外現地法人である加州東京銀行は、1952年11月にカリフォルニア州サンフランシスコに開設された。当初、東京銀行は支店の開設を検討していたが、当時のカリフォルニア州銀行局は外国銀行による支店開設を認めていなかったため、支店の代替拠点として現地法人が開設された。開設当初の主な業務は、日系米国人向けのリテール金融に特化したものであり、日系企業向けの貿易金融中心の他の拠点と比べて異色の存在であったといえる。なお、1953年2月に開設された加州住友銀行においても同様であり、両現地法人はカリフォルニア州の日系人社会に浸透することに力を注いでいた。

一方、東京銀行と住友銀行は、ブラジルのサンパウロにおいても現地法人を開設するが、東京銀行は1964年5月に現地銀行のバンコ・パウリスタノを買収し（同年12月にサンパウロ東京銀行に改称）、住友銀行は1958年10月にプラスコット小銀行に出資（1960年10月に出资比例を引き上げ、ブラジル住友銀行に改称）することで進出を果たした。なお、前述のサンフランシスコ現地法人と同じく、主な業務は日系ブラジル人向けのリテール金融であった。

東京銀行信託会社は、戦前に日本政府が発行した外債の処理業務をニューヨーク支店から移管する目的で1955年10月に開設された現地法人である。当時の日本では、銀行業務と信託業務を分離する政策がとられていたが、米国では両業務を兼営することができたので、東京銀行信託会社は実質的には銀行現地法人であった。東京銀行は1952年9月にニューヨーク支店を開設していたため、同一都市に貸出拠点が2つ存在する重複が生じることとなったが、ニューヨーク支店は主に1件あたりの貸出額が大きい商社向け貸出を担当し、東京銀行信託会社は主にメーカー向け貸出を担当するという住み分けを行っていた⁸⁾。なお、同一都市や地域内での支店と現地法人の補完

7) BOTホールディングスは、1968年7月にルクセンブルクに開設された持株会社であり、同年10月にパリに開設された欧州東京銀行を傘下に収めた。

8) 貸出業務以外にも、1960年代後半に入ると、日本企業のニューヨーク進出が活発となり、東銀信託は進出企業の現地法人設立手続き、事務所や住宅の設営、現地社員の採用など、幅広い進出支援を行った。

関係はカリフォルニアの拠点においても見られた。カリフォルニア州には、1960年代後半より日本の二輪・四輪自動車メーカーや電機メーカーが大挙して進出したが、東京銀行のロサンゼルス支店とサンフランシスコ支店がメーカーへの販売金融を手掛け、加州東京銀行が個人顧客に対する消費者金融を担当していた。このような支店と現地法人の補完関係により、東京銀行信託会社と加州東京銀行は、1970年末の資産規模で全米200位以内に入る有力外銀となった。

4. 1970年代の国際化

都市銀行の海外進出は、1970年代に入り大きな転換期を迎えることとなるが、その背景には以下の3つの要因が挙げられる。第1は、ユーロ市場の規模の拡大である。1950年代後半に発生したユーロ市場は、その後規模を急拡大させ、1973年末時点で約1,600億ドルに達した。ユーロ市場の資金は、当初は短期の貿易金融などに利用されたが、市場規模の拡大に伴って、多国籍企業や発展途上国向けの中長期貸出が主流となっていった。また、1件あたりの融資規模の拡大に伴って、協調融資（シンジケートローン）形式が多く採用されるようになった。ユーロ市場の発展は国際金融業務の拡大を促し、利益の獲得を目的として、わが国の都市銀行も積極的にユーロ・シンジケートローン業務に参入するようになった。

第2は、日本企業の海外進出の増加である。1968年以降、日本の貿易収支が黒字基調に転じたことを背景として、海外直接投資に対する規制が緩和に向かい、1972年には原則的に自由化された。その後の日本企業の海外進出の増加は、進出先での運転資金や設備資金の需要を生み出し、都市銀行にとってこれらの資金需要に応えることが重要となった。

第3は、欧米銀行の国際化が一段と進展したことである。1960年代の一連のドル防衛策によって現地での資金調達に迫られた米国多国籍企業に対して、米系銀行は海外支店の増設やコンソーシアム銀行の設立によって海外拠点網を拡大させるとともに、ユーロ市場を基盤に多国籍企業の資金需要をまかなう国際投融资活動を展開した。この米系銀行の動きに対して、英国や西ドイツ、フランスなどの欧州系銀行も追随し、競うように国際化路線の強化につとめた。欧米銀行によるこのような動きは、わが国の都市銀行にとって大きな刺激になったことは言うまでもない。

前述のように大蔵省は、東京銀行以外の都市銀行に対して、一部例外を除き海外拠点の開設を認めない方針をとってきたが、1969年度より上位行に対し、情報収集、人材育成の見地から、年1か所程度の駐在員事務所の設置を認めるようになった。さらに1971年度からは、海外支店と現地法人の設置も認めるようになった。このような海外店舗行政の転換を受けて、1970年代は都市銀行全体で平均すると年20拠点程度のペースで海外拠点が増加していった⁹⁾。なお、1969年9月に

9) 前節で述べたように、1970年代に入ると、東京銀行の拠点設置ペースは緩やかなものになっていくが、一方で、他行には見られない拠点設置戦略が見て取れる。すなわち、既存の拠点でカバーしていた地域に、新しく独立した拠点を設けるというものであった。例えば、それまでデュッセルドルフ支店がカバーしていたウィーンに駐在員事務所を開設したり、パリ支店がカバーしていたマドリードに駐在員事務所を開設したりするものであった。

埼玉銀行、協和銀行、北海道拓殖銀行の3行は、甲種外国為替公認銀行に昇格することで海外拠点開設の道を開いた。埼玉銀行は1970年6月にニューヨーク駐在員事務所を、協和銀行は1970年7月にロンドン駐在員事務所を、北海道拓殖銀行は1970年6月にニューヨーク駐在員事務所をそれぞれ開設したことにより、太陽銀行以外の都市銀行が海外拠点を有することとなった。

また、1971年10月に第一銀行と日本勧業銀行が、1973年10月には太陽銀行と神戸銀行が合併を行った。合併前、第一銀行はロンドン、ニューヨーク、台北にそれぞれ支店を、シカゴとソウルに駐在員事務所を、一方、日本勧業銀行はロンドン、ニューヨーク、台北にそれぞれ支店を、ソウルに駐在員事務所を有していた。新銀行（第一勧業銀行）においては、重複拠点については台北支店のみ日本勧業銀行の支店を存続させ、残りは第一銀行の拠点をすべて存続させる形で海外拠点の統合が行われた。また太陽銀行と神戸銀行の場合は、太陽銀行は海外拠点を有していなかったため、神戸銀行の5拠点すべてが新銀行（太陽神戸銀行）に引き継がれた。

さて、1970年代の進出先に目を転じると、香港、シンガポール、シカゴへの進出が増加したことが特徴として挙げられる。特に香港においては、アジアの国際金融都市としての地位の高まりを背景に、1969年度末に3拠点であったものが、1979年度末には24拠点へと拠点数が大幅に増加した。ちなみに、香港では1965年に発生した銀行恐慌の影響を受けて、1965年から1978年にかけて外国銀行による支店開設が認められなかったため、1979年7月に富士銀行が駐在員事務所を支店に昇格させたことを除くと、香港での拠点数急増は、駐在員事務所と証券現地法人（ファインンスカンパニー）の開設によるものであったことを付言しておきたい。一方、シンガポールについては、外国銀行による出資比率50%超の現地法人開設が認められていなかったため、1970年代のシンガポールへの進出は、香港とは対照的に駐在員事務所か支店どちらかの開設によるものであった¹⁰⁾。なお、シンガポールには、1957年1月に支店を開設した東京銀行を除くすべての都市銀行が1970年代に拠点を置いた。また、上記の都市以外にも、後述する国際シンジケートローンの拡大を受けて、産油国政府や中央銀行との取引開拓、親密化を図るため、バイルートやカラカス、テヘラン、メキシコシティといった都市に駐在員事務所を設立する事例が目立つようになった。

さて、ここで1970年代の都市銀行の国際化戦略を大局的に捉えてみよう。そうすると、以下の3つの特徴を指摘することができる。第1は、1970年代前半の国際コンソーシアム銀行の設立である。前述のように、ユーロ市場を基盤として、1960年代後半に欧米系銀行主導による国際コンソーシアム銀行が相次いで設立された。そのような流れに対抗するため、また、邦銀の国際金融市場での資金調達不足という課題を克服するため、1970年12月、ロンドンに2つの国際コンソーシアム銀行が設立された。1つは、三和銀行、第一銀行、日本勧業銀行、三井銀行の4行と野村証券によって設立された国際合同銀行、もう1つは、富士銀行、三菱銀行、住友銀行、東海銀行の4行と、日興証券、山一証券、大和証券の証券会社3社によって設立された日本国際投資銀行である。設立申請当初、この2行の業務に債券引き受けが含まれていたため、銀行の証券業務を禁止する

10) シンガポールにおいては、駐在員事務所からの昇格以外にも、支店を直接開設することが可能であった。

証券取引法第65条に抵触するのではないかという意見が証券業界から出された。結局、証券取引法は外国法人である国際コンソーシアム銀行には効力が及ばないという判断が下されたが、設置認可の際、大蔵省より証券会社も国際コンソーシアム銀行に参加させるよう要請がなされた。

第2は、現地法人の設立である。都市銀行の多くは、国際コンソーシアム銀行への参加を行う一方、独自の現地法人を設立することも目指した。その背景には、この時期、日本企業の海外活動が単なる貿易取引の段階から、現地生産、現地販売あるいは海外資源開発といった段階に進んだため、支店では制約のあった中長期貸出や支店ではできない証券業務など、多様な金融サービスを提供できる体制が必要になってきたことが挙げられる。

1960年代までに7社が設立されたに過ぎなかった現地法人は、1969年度末には52社にまで増加する。それらの主な進出先としては、香港、ロサンゼルス、ロンドン、アムステルダムなどが挙げられる。香港については、前述のように支店の代替拠点として多くの証券現地法人が設立された。なお、証券現地法人の設立以外にも、1972年12月、富士銀行は香港の有力銀行である広安銀行に55%の資本参加を行い傘下に収めた。広安銀行は香港内に5つの店舗を有し、富士銀行としては海外で初めて現地リテール金融に参入することとなった。ロサンゼルスについては、加州協和銀行、加州三和銀行、加州東海銀行、加州三菱銀行、加州三井銀行が1970年代前半に設立され、カリフォルニア州に進出した顧客企業への現地金融ニーズに対応した。なお、加州協和銀行以外の現地法人は、その後現地銀行の買収を繰り返し、現地リテール金融も手掛けるようになる。また1975年10月には、加州東京銀行がカリフォルニア・ファースト銀行を傘下に収め、拠点数102店舗、総資産額全米49位の有力銀行となった。一方、ロンドンについては、マーチャントバンクや証券現地法人の設立、アムステルダムについては、国際シンジケートローンの組成及び参加、信託業務や証券業務などを手広く手掛けるユニバーサルバンキング形態の現地法人が多く設立された。

第3は、国際シンジケートローン業務への積極的参加である。前述のように、1970年代に入り、海外進出企業向け現地貸出は、それまでの運転資金に対する短期貸出から設備資金に対する中長期貸出にウェイトがシフトしていった。中長期貸出は巨額なものが多かったため、リスク分散の見地から、銀行が国際的協調融資団を組成して行うシンジケートローン形式を採用することが増加した。1970年5月、邦銀15行はフィリピン中央銀行に対して、総額5千万ドルのスタンドバイクレジットの供与を行った。この案件は、邦銀による初めての国際シンジケートローンの組成であり、その後、途上国や産油国向け貸出に数多く参加していった。

1973年10月に勃発した第四次中東戦争をきっかけに第一次石油危機が発生したが、原油輸入国の原油代金支払いの増加とこれによって産油国に蓄積されたオイルマネーの放出によって、ユーロ市場は拡大を見せた。しかしながら、ユーロ市場の拡大があまりに急激であったため、市場では信用面を懸念する空気が広がっていた。そうした中で発生した米国のフランクリン・ナショナル銀行の経営破たんや西ドイツのヘルシュタット銀行の倒産によって信用不安は決定的なものとなった。市場が混乱する中、大蔵省は短期現地貸出については1974年6月末の残高で凍結し、中長期現地貸出については原則として新規案件を許可しないという方針を打ち出した。大蔵省の規

制措置は、ユーロ市場が落ち着きを取り戻すにしたがって段階的に撤廃され、邦銀のシンジケートローンは再びその残高を急拡大させていく。1970年代後半においては、欧米系銀行との激しい主幹事獲得競争が繰り広げられ、1978年には東京銀行が国際シンジケートローンの組成額で世界第1位を獲得した。

5. 1980年代の国際化

都市銀行の国際化において、1980年代は激動の10年であった。国内外の金融自由化の進展により、国際業務を一層拡大できる環境が整う一方、第二次石油危機とその後の世界的な高金利時代への突入、累積債務問題の顕在化、世界的なセキュリティゼーションの潮流、自己資本比率規制の導入など、都市銀行は、それまでの国際化戦略を大幅に修正しなければならない事柄に相次いで直面することになる。そのような状況において、各行は自らの国際業務体制を今まで以上に重層化させることで対応を図ろうとした。本節では、重層化された国際業務を可能な限り丁寧にひも解き、1980年代の国際化の実態を明らかにしていきたい。

1970年代までに世界各地に置かれた海外拠点は287を数えるが、1980年代の10年間でさらに326の拠点が新たに加わり、1989年度末で都市銀行の海外拠点数は613拠点に達した。このような海外拠点の増加を可能にした要因の1つとしては、大蔵省の海外店舗規制の大幅な緩和が指摘できよう。駐在員事務所は、それまで「1年度各行1か所」の基準で開設が認可されてきたが、1980年度には「1年度2カ所」に、1981年度以降は、進出国との調整がとれば、開設は原則自由というものになった。また、支店と現地法人においても、1977年度からの「3年一巡方式」（3年間で1つの営業拠点を認める方式）が、1980年度には2年間で1つの営業拠点を認める「2年一巡方式」、1982年度には2年間で2つの営業拠点を認める「2年二巡方式」、そして1984年度以降は、駐在員事務所と同様に進出国との調整がとれば、開設は各行の自主判断にゆだねるとされた¹¹⁾。

店舗規制の大幅な緩和を受けて、上位行の拠点数は、1979年度末の平均25拠点から1989年度末には平均56拠点とほぼ倍増する一方、中・下位行の拠点数も同期間に平均13拠点から平均27拠点と倍増した。特に三和銀行と大和銀行の拠点数の増加は際立っており、三和銀行は79年度末の22拠点から89年度末には67拠点と、その数を約3倍に増加させた。また大和銀行については、79年度末の12拠点から89年度末には50拠点到急増したが、これは1989年2月に英国のロイズ銀行の米国拠点15拠点を手に入れたことによるものが大きかった。

多くの都市銀行が1980年代に海外拠点数を一気に増加させたのに対して、東京銀行は海外拠点の選別と抑制の方針をとっていたのは興味深い。東京銀行は、1980年代前半に北京や上海、大連など、他行に先駆けて中国国内に拠点を開設する一方、80年代後半には、パナマ東京銀行やリマ

11) 大蔵省の方針転換の背景には、①今後邦銀が欧米系銀行との競争下で国際業務展開を余儀なくされること、②日本経済の国際化と相まった日本企業の海外展開の多様化・広域化に対応するため、邦銀もそれに対応して海外展開を行っていく必要がある等の考えがあったとされる。

支店、ヨハネスブルク駐在員事務所などの廃止を断行した。

次に主な進出先についてであるが、本節では駐在員事務所・支店と現地法人を分けてみていきたい。

まず駐在員事務所と支店の主な進出先を見てみると、アジアでは北京、上海、大連、広州、バンコク、欧州ではバーミンガム、中南米ではケイマンの拠点増加が目立つ。

中国拠点の増加であるが、1978年からの改革開放政策によるものが大きい。すなわち、「四つの近代化（農業・工業・国防・科学技術の近代化）」を目指し、そのために積極的に対外開放を推進する政策によって、外国銀行が中国国内に拠点（駐在員事務所のみ）を置くことが可能になった。1980年2月、東京銀行が世界の商業銀行では初めて北京に駐在員事務所を開設したのを皮切りに、1980年代には北京にすべての都市銀行が、上海には10拠点、広州には8拠点、大連には7拠点が置かれた。

バンコクについては、1970年代まで、タイ政府による「1国1行主義」という厳しい外銀規制が敷かれていたため、三井銀行と東京銀行の両バンコク支店（三井銀行は1952年11月開設、東京銀行は62年7月開設）以外、邦銀はタイ国内に駐在員事務所すら開設することができなかった。しかしながら、1960年代より日系自動車メーカーが進出し、1970年代後半には東南アジアにおける自動車産業の一大生産地になったタイは、1980年代より積極的な外資導入政策を導入し、外銀規制も緩和された。それにより、外国銀行はバンコクに限り駐在員事務所を開設することが認められ、邦銀は前述の2支店を含めて計11拠点をバンコクに置くことになった。

次にバーミンガムについては、バーミンガムを中心とするウエスト・ミッドランズ地方は、古くから自動車部品や機械、電子部品工業の集積地として知られ、1980年代より日系自動車メーカーやその関連会社の進出が増加した。特にトヨタ自動車が工場建設を決めたのを契機に、トヨタ自動車の主要取引行である東海銀行、三和銀行、三井銀行は1980年代後半に相次いで駐在員事務所を開設し、ロンドン支店と連携して顧客企業に対する情報提供活動を行っていた。

タックス・ヘイブンとして知られるケイマンは、邦銀のニューヨーク拠点の資金調達基地として位置づけられていた。ケイマンでは、CD（譲渡性預金）発行の際の預金準備規制が米国に比べて格段に緩いため、ケイマンに支店を構えた邦銀の多くがペーパーカンパニーを通じてCDを発行し、その資金をニューヨークの出先の貸し出しや投資用にあてていた。ケイマンには1989年末で10行が支店を開設していたが、太陽神戸銀行は、ケイマンと同じタックス・ヘイブンである英国領ガンジーにも支店を開設した。

次は現地法人の主な進出先を概説するが、その前に1980年代の都市銀行の国際化における現地法人の位置づけを明らかにしておこう。既存の研究では見落とされがちであるが、駐在員事務所、支店、現地法人のうち、1980年代の10年間で最も拠点数が増加したのは現地法人であった。現地法人は48拠点から188拠点に140拠点増加したのに対して、駐在員事務所の増加は95拠点、支店の増加は91拠点となっており、1980年代の国際化は現地法人が主役であったといえる。また、その進出先や業務内容は多様であり、前述の重層化された国際業務は、その多くが現地法人によって

形成された。

さて、現地法人の主な進出先を見てみると、アジアではシンガポールとジャカルタ、欧州ではチューリッヒ、フランクフルト、ロンドン、大洋州ではシドニー、北米でトロントとニューヨークの拠点増加が目立つ。

まずシンガポールであるが、アジア初の金融先物取引所であるシンガポール国際金融取引所（SIMEX）が1984年に設立され、1985年6月から8月のわずか3カ月間に都市銀行全13行が金融先物取引の取り次ぎを目的とした現地法人を開設した。

一方、ジャカルタについては、1988年10月に金融制度新政策が発表され、外国銀行に現地銀行との合弁による商業銀行の設立が認められた。インドネシアには、大和銀行のプルダニア銀行に代表されるように、多くの都市銀行がすでに現地銀行との少数出資による合弁会社を設立していたが、新政策発表後、出資比率を85%にまで引き上げて子会社化した。

次に欧州の3つの拠点について述べるが、この3拠点に共通するキーワードは「欧州市場統合」である。まずチューリッヒは、1970年代には東京銀行や富士銀行、第一勧業銀行の3行が証券現地法人を設立し、スイス市場において日本企業が発行したスイスフラン建て私募債の引受業務などを行っていた。1980年代に入り、スイス資本市場の整備や規制緩和が進み、また、1980年代後半からは、欧州市場統合により域内証券業務の自由化が行われたことで、邦銀の証券現地法人設立が増加した。またスイスは厳格な「相互主義」をとっており、それまで外国銀行のスイス進出は容易ではなかったが、1985年以降、スイス系金融機関の日本市場への参入が進んだことから、邦銀の拠点開設が現地当局に認められやすくなったことも増加の要因に挙げられる。チューリッヒには1988年度までにすべての都市銀行が現地法人を置き、主に起債業務を行っていたが、1990年代初頭に銀行免許の取得が可能になると、各行は銀行・証券・信託といったユニバーサルバンキングに乗り出していった。

1970年代までの各行の旧西ドイツ進出は、ハンブルグやデュッセルドルフといった貿易拠点に駐在員事務所や支店を開設するのが主流であったが、1980年代後半以降、金融の中心地であるフランクフルトへの進出が増加し、89年度末までに11行がユニバーサルバンク形態の現地法人を設立した。これらの現地法人は、主に旧西ドイツにおける国債シンジケート団への参加、主に日系企業が発行するマルク建て外債の引き受け業務や日系企業向け貸出業務を手掛けていた。

次にロンドンについては、1967年7月に東京銀行がマーチャントバンクを設立したのち、1970年代には上位行による証券現地法人の開設が相次いだ。これらの現地法人は、主にユーロ円債の引き受け業務を手掛け、日系証券会社に匹敵する引き受け実績をあげていた。1980年代後半には、中・下位行による証券現地法人の設立が増加するとともに、投資顧問会社の設立も散見されるようになり、1989年度末で16社の現地法人がロンドンに置かれた。なお、1980年代後半からはデリバティブの取り扱いに力を入れ始め、90年代かけてその業務の比重が大きくなっていった。以上のように、各行は、チューリッヒ、フランクフルト、ロンドン、そして前述のアムステルダムを加えた4極体制を構築し、各現地法人が連携を強めることで、来たる欧州金融統合に対応しようと

した。

次にシドニーについては、オーストラリア政府は国内銀行の保護するため、1945年の銀行法制定以降、外国銀行に対しては駐在員事務所のみ開設を認め、支店や現地法人の開設を一切認めてこなかった。しかしながら、国内銀行市場の競争促進と近代化を目的として、1985年より外国銀行による現地法人の設立を認めるようになった。当時のオーストラリアの金融機関は、日本の普通銀行に相当するトレーディングバンクと非銀行系として分類されるマーチャントバンクの2種類があった。マーチャントバンクは預金の受け入れを禁じられるなどの業務内容の制約があったが、外国銀行の所有に関しては銀行よりも規制が緩やかであったため、1985年以前においても、東京銀行や第一勧業銀行などは、現地のマーチャントバンクに少数出資を行っていた。1985年には邦銀11行がマーチャントバンクを設立し（一部銀行はトレーディングバンクを設立）、主に日系企業向けの貿易金融やリース、資源関連のプロジェクトファイナンスに携わっていた。

次にトロントについては、1980年までカナダ政府は外国銀行による支店と現地法人の設立を認めていなかったが、1980年12月の銀行制度改革法の施行により、現地法人形式による外国銀行の銀行業参入を認めた。邦銀の現地法人設立については、カナダと日本両金融当局間での相互主義に基づく取り決めに従い、1981年7月に東京銀行が、1981年1月に第一勧業銀行、富士銀行、三井銀行が現地法人を設立した。その後、段階的に現地法人の設立が認可され、1988年度末までに10行がトロントに現地法人を設立した。なお、各行が現地法人設立前に設立した駐在員事務所は現地法人設立後も廃止されず、駐在員事務所と現地法人が並存するという異例の体制がとられた。

最後にニューヨークを見てみよう。前述のように、1960年代には大半の都市銀行がニューヨーク支店を設置し、後発の埼玉銀行、協和銀行、北海道拓殖銀行が1972年に支店を設置した後は、ニューヨークの拠点数は16拠点で推移していた。しかしながら、1980年代後半より拠点数が増加し始め、89年度末には31拠点となったが、その増加分の多くは現地法人の設立によるものであった。

前述のように、他の都市で設立された現地法人の多くは銀行現地法人や証券現地法人であったのに対し、ニューヨークで多く設立されたのは、信託現地法人、証券現地法人であった。信託現地法人については、1980年代後半に7社が新たに設立された。この背景には、米系銀行6行をはじめ外国銀行9行にわが国での信託銀行設立を認可したことを受けて、相互主義の観点から大蔵省が邦銀の海外信託会社に対して年金運用などの非居住者向け信託業務を全面解禁したことが挙げられる¹²⁾。証券現地法人については、1970年代にロンドンや香港で数多く設立されたが、ニューヨークでは1987年1月に東京銀行が証券現地法人を設立したのを最初として、以後、6社の証券現地法人が設立された。銀証分離を定めたグラス・スティーガル法により、米国の銀行系証券会社

12) 大蔵省は1950年代後半より、銀行業務と信託業務を分離させる信託分離行政を行ってきた。そこでは信託業務を7つの信託銀行と大和銀行に限定し、都市銀行や長期信用銀行の信託業務への参入を排除してきた。大蔵省は、国内の信託分離行政を国外にも適用したため、信託業務の兼営が認められている米国においても信託業務ができる現地法人は、信託分離行政を導入する以前に米国で信託会社を設立した東京銀行信託会社と、現地銀行を買収した銀行に限られていた。

の業務は、米国債や州債などの発行引き受け、ディーリング、有価証券の売買仲介業務に限られ、社会や株式の発行引き受けやディーリングは禁じられていた。しかしながら、当時、米国の金融業界ではグラス・スティーガル法改正の機運が高まっており、近い将来に改正されるのではという思惑から、邦銀の証券現地法人の開設が増加したと考えられる。なお、東京銀行と三井銀行は現地法人を新規に開設するという形をとった一方、三和銀行や富士銀行は、米国政府証券公認ディーラーを買収するという形で現地法人を開設した。

さて、ここで前節と同様に1980年代の都市銀行の国際化戦略を大局的に捉えてみよう。そうすると、以下の4つの特徴が指摘できる。第1の特徴は、現地での非日系企業取引の推進である。1970年代、邦銀は国際シンジケートローン分野において目覚ましい実績をあげ、その主幹事業は国際業務の大きな柱に成長した。しかしながら、1980年代初めに発生した中南米諸国の累積債務問題の深刻化により大きな損失を被り、また、危機後、国際シンジケートローン市場はその規模を急速に縮小させたことから、各行は新たな収益源として進出先での非日系企業取引に注目した。非日系企業取引の拡大は、邦銀にとって長年の大きな課題であったが、それまで現地銀行の厚い壁に阻まれ、思うように取引を拡大できずにいた。そうした中でも、累積債務危機で邦銀以上に痛手を被った欧米系銀行の地位低下、非日系企業取引の専担部署の新設、各海外拠点の連携強化、ターゲット企業の絞り込みによる取引の深耕などにより、1980年代後半に入って、現地での非日系企業取引は着実に増加していった。特に邦銀にとって最大の市場である米国においては、企業のM&Aに伴うLBO貸出、不動産ブームによる商業用不動産貸出、地方公共団体の資金調達に関連する保証業務など、幅広い取引を展開した。また、リース会社の設立や地方中核都市（レキシントンやコロンバスなど）に小型貸出店舗（LPO：Loan Production Office）を設置するなどして、中堅企業の取り込みにも注力した。

非日系企業取引を拡大させるため、各行は2つの意味での現地化戦略を推進した。1つの現地化は「業務の現地化」であり、それまで本部の国際企画部や国際審査部などが所管していた業務を現地に移管するなどを行った。例えば、1989年1月に三菱銀行は本部機能を再編し、北米の拠点を直接所管・統括する米州本部をニューヨークに設置した。また、富士銀行も、本部の米州部をニューヨークに、欧州部をロンドンに移転させ、それぞれに「米州審査部」「欧州審査部」を設置し、担当地域の審査及び産業調査を行う体制を構築した。そして、もう1つの現地化は「人材の現地化」である。それまで海外拠点の設置にあたっては、基本的に現地スタッフの採用が行われていたが、1980年代に入り、各行は競うように有能な現地スタッフの採用を拡大させた。例えば、ロンドンの証券現地法人では、1980年代前半まで十数人程度の陣容であったものが、1980年代後半に入り、現地業務の多様化などを背景として、各行とも軒並み数十人規模の現地スタッフを大量採用した。また、単に有能な現地スタッフの争奪戦を繰り広げるだけでなく、研修制度の充実や柔軟な人事制度の導入、管理職への積極的な登用などを行うことで、全体的な現地スタッフの質の底上げを図った。その結果、邦銀のロンドン現地法人の現地スタッフ比率は、1987年8月時点で約8割に

達した¹³⁾。

第2の特徴は、第1の特徴とも深く関係するが、海外人材の育成強化である。邦銀の海外進出が開始された1950年代より、各行は欧米の有力銀行へのトレーニー派遣や日本での語学教育などを通じて、海外人材の育成を行ってきた。1960年代以降は、欧米の大学への語学留学派遣が増加するとともに、管理職や若手行員に対して海外業務研修を実施する銀行も増加した。そして1980年代に入ると、欧米の一流大学の経営大学院への留学派遣が増加するとともに、若手行員の海外拠点への積極的な配属が行われるようになった¹⁴⁾。例えば、東海銀行は、ニューヨーク支店において米国の一流大学の日本人留学生を定期採用するなど、将来有望な海外人材になりうる人材の確保にも力を入れていた。

第3の特徴は、現地の大手金融機関の買収である。1970年代までも邦銀による現地金融機関の買収は行われてきたが、その目的の大半は進出の足掛かりを作るためのものであり、また、一部の例外はあるものの、それらの買収先は規模の小さな金融機関がほとんどであった。しかしながら、1980年代に行われた買収は現地を代表する金融機関を対象とするものであり、また、それまで邦銀が取り組んできた商業銀行業務や証券業務、リースやファクタリングといった中堅・中小企業向け業務などを拡充・強化する目的で行われるものが多かった。

例えば、商業銀行業務については、1983年8月の三菱銀行による米国のバンク・オブ・カリフォルニアの買収や、1988年2月の東京銀行による米国のユニオンバンクの買収が代表的な事例として挙げられる。特にユニオンバンクの買収は、当時邦銀による外国銀行の買収としては史上空前の買収金額（7億5千万ドル）であったため、国内外の報道機関で大々的に取り上げられた。ユニオンバンクは買収直前の時点で、預金金額全米第27位、従業員数約4,200人、支店数32拠点の大銀行であったが、東京銀行のカリフォルニア現地法人であるカリフォルニア・ファーストバンクとの統合により、預金金額は全米第18位に躍進した。なお、新銀行は、非買収銀行であるユニオンバンクの名称が引き継がれた。証券業務については、1984年7月の住友銀行によるスイスのゴッダルト銀行の買収が挙げられる。ゴッダルト銀行は資産運用受託業務を得意とし、証券引き受けにおいても、日系企業のスイスフラン建て私募債の引受主幹事務でスイス三大銀行に次ぐ実績を残していた。この買収により、住友銀行は欧州での証券業務において強固な事業基盤を手に入れることに成功し、以後、ゴッダルト銀行を通じて、日系企業の公募債や転換社債、ワラント債の発行で主幹事を次々と獲得することとなった。リースやファクタリング業務については、1984年1月の富士銀行によるウォルター・E・ヘラーインターナショナル（以下ヘラー社）の買収や、1989年12月の第一勧業銀行によるCITグループの買収が挙げられる。ヘラー社については、ファ

13) 現地スタッフの積極的採用により、三菱銀行の在ロンドン証券現地法人（三菱ファイナンス・インターナショナル）は、米国のジェネラル・エレクトリック社の金融子会社が発行したユーロドル建債券の主幹事を邦銀で初めて獲得した。なお、当時の三菱ファイナンス・インターナショナルの陣容は、日本人派遣行員5名、現地スタッフ77名であった。

14) 海外人材の育成策の充実は、本来の目的以外にも、優秀な学生をリクルートするためや若手行員のモチベーション向上のためでもあった。

クタリング取扱高全米トップ、米国とカナダに72拠点を持ち、米国内に中小企業を中心に1万社以上の顧客層を有する米国屈指のファインナスカンパニーであった。ヘラー社は銀行の州際業務規制に無関係であり、富士銀行は中堅・中小企業向け業務を全米規模で展開することが可能となった。また、ヘラー社傘下のヘラー・オーバーシーズを通じて、タイの大手銀行と合併でリース会社を設立するなど、アジアでの現地企業向け業務にも積極的に参入していた。

以上のような現地の大手金融機関の買収によって、邦銀は非日系企業取引の深耕という目的を達成すると同時に、厳格な資産査定や不良債権の前倒し償却、ディスクロージャーやIR活動の積極的推進など、欧米流の形成手法を体得する機会を得ることができた。

第4の特徴は、海外の主要証券取引所での株式上場である。邦銀の株式上場は、1988年9月に富士銀行がロンドン証券取引所に上場したのを皮切りに、同年には、三菱銀行や三和銀行、第一勧業銀行などが相次いでロンドンやパリ、アムステルダム、チューリッヒなどの欧州の主要取引所に上場を果たした。翌1989年9月には、三菱銀行が邦銀としては初めてニューヨーク証券取引所に上場するなど、わずか2年の間に主要証券取引所への上場ラッシュが起こった。この背景には、1988年のBIS自己資本規制導入に伴って海外での資金調達が多様化に迫られたこと、EC市場統合に向けて欧州での知名度を向上させたかったことなどが指摘できる。なお上場に伴う副次的な影響として、上場先での知名度向上に伴って、現地企業との新規取引獲得に少なからず寄与したとされる。

6. 1990年代の国際化

1990年代の邦銀の国際化は、図1からわかるように、1995年度を境に、それ以前と以後とで明確に局面が異なる。

まず1990年度から94年度の期間についてであるが、拠点数は89年度末の613拠点から94年度末の661拠点と、増加率は緩やかであるが約50拠点増加した。しかしながら、この増加数だけを見て、それまで同様、1990年代前半も都市銀行の国際化が拡大したと判断するのは間違いである。1990年代前半の国際化を深く掘り下げて見ると、拠点数が増加したのはアジア地域のみであり、その他の欧州や北米地域は軒並み拠点数を減少させている。なお、この時期の拠点数の変動については、太陽神戸銀行と三井銀行、協和銀行と埼玉銀行の合併の影響を触れておく必要がある。1990年4月、太陽神戸銀行と三井銀行は合併し、太陽神戸三井銀行（1992年4月よりさくら銀行）となった。合併前の1988年度末時点で、太陽神戸銀行は32拠点（駐在員事務所16拠点、支店8拠点、現地法人8拠点）、三井銀行は49拠点（駐在員事務所21拠点、支店17拠点、現地法人11拠点）と、両行合わせて81拠点を有していたが、89年度中に整理統合され、新銀行発足時点で62拠点（駐在員事務所21拠点、支店22拠点、現地法人19拠点）となった。なお、拠点統合によって、両行の現地法人は、ほぼそのまま新銀行に継承されたが、駐在員事務所と支店については、三井銀行の拠点が多く継承されたのに対し、太陽神戸銀行の拠点はハンブルク支店やシアトル支店など5拠点以外

全て廃止された。一方、協和銀行と埼玉銀行については、1991年4月に合併し、協和埼玉銀行（1992年4月よりあさひ銀行）となった。合併前の1989年度末時点で、協和銀行は24拠点（駐在員事務所10拠点、支店7拠点、現地法人7拠点）、埼玉銀行は21拠点（駐在員事務所6拠点、支店7拠点、現地法人8拠点）と、両行合わせて45拠点を有していたが、90年度中に整理統合され、新銀行発足時点で37拠点（駐在員事務所13拠点、支店9拠点、現地法人15拠点）となった。

主な進出先としては、アジアではタイのアユタヤとチョンブリ、マレーシアのラブアン、ベトナムのホーチミン、欧州ではベルリン、北米ではニューヨークが挙げられる。

タイ政府は、1993年3月に外貨取引を主業務とするバンコク・オフショア市場（BIBF）を創設し、現地銀行と外国銀行併せて47行に同市場で業務を行う免許を付与した。さらに、1994年には金融自由化の一環として、資金のバンコク集中を排除するため、地方オフショア支店の開設を認めた。これを受けて、1995年、チョンブリに5拠点、アユタヤに3拠点の邦銀支店が開設された。

マレーシアは、外国銀行の支店設置を原則認めておらず、東京銀行のクアラ Lumpur 支店以外、邦銀のマレーシア進出は駐在員事務所の設置にとどまっていた。しかしながら、1980年代後半以降、日系企業のマレーシア進出が増加したため、邦銀は彼らの資金需要に応えるため、1992年から94年にかけて相次いでマレーシアの国際オフショアセンターであるラブアンに計10拠点の支店を開設し、ラブアン支店からクアラ Lumpur 出張所（支店と同時に開設された）を経由する形で貸出を行うこととした¹⁵⁾。

ベルリンについては、1990年10月に西ドイツと東ドイツが統合され、首都がベルリンに置かれたことから、6行が駐在員事務所を開設した。また、ニューヨークについては、詳細は後述するが、1990年度に9拠点が開設された。9拠点はいずれも現地法人であり、証券現地法人やリース会社が開設されたが、最も多く開設されたのはデリバティブを主たる業務とする現地法人であった。

一方、1990年代前半において、アジア地域以外の地域では、それまでの拡大一辺倒の国際戦略が見直される動きもいくつか散見されるようになった。1つの動きは、海外拠点の廃止である。具体的には、パナマ支店や、トロント、バンクーバー、チューリッヒ、アムステルダムなどに置かれた駐在員事務所の廃止が相次いだ。また、廃止に至らなくても、主に欧州や中南米拠点において、日本からの派遣行員数の削減が行われるようになった。また、現地法人においても、前述の合併行において、同一都市に複数存在していた現地法人の統合が行われるとともに、ミラノやチューリッヒなどの欧州拠点の廃止や出資比率の引き下げが行われた。もう1つの動きは、非日系企業取引の見直しである。主な見直しとしては、貸出債権の圧縮である。1980年代、ロンドン支店は主に英国企業向け貸出を急拡大させたが、その後、貸出先の経営状況が悪化し、多額の不良債権を抱えることとなった。同様のことはニューヨーク支店が多く手掛けていた商業用不動産貸出やLBO貸出においても、1980年代末から90年代初めの米国経済の急速な冷え込みにより、

15) 他のオフショア市場では、外貨建て貸出は非居住者のみを対象とした「外-外」取引が一般的であるが、マレーシアのオフショア市場は居住者にも貸し出しできるのが特徴である。すなわち、オフショア市場でありながら、「内-外」取引が可能であり、現地にマレーシア国内に拠点を置く日系企業に貸し出しできる。

その多くが不良債権化した。その後、各行は不良債権の償却や、わが国の地域銀行やリース会社への債権の売却を積極的に推し進めるとともに、非日系企業向け貸出の実行を実質的に凍結させたため、非日系企業向け貸出は急激に減少した。また、他の見直しとしては、取引拠点の集約化が挙げられる。例えば東海銀行は、1992年より非日系取引をニューヨーク、ロンドン、ロサンゼルスに3拠点に集約させ、他の拠点は原則として日系企業取引に業務を絞り込む体制を構築した。同様の動きは他行にもみられ、非日系取引拠点に専門人材を集約させるなどが行われた。

さて、1990年代前半の都市銀行の国際化戦略を大局的に捉えると、以下の3つの特徴が指摘できる。第1の特徴は、アジア重視の加速化である。前述のように、1990年代に入り、欧州や北米、中南米拠点が減少に転じた一方で、アジアは、主にアユタヤやチョンブリ、ラブアン、ホーチミンを中心に拠点数を大きく伸ばした。個々の背景についてはすでに述べたが、全体的な背景としては日系企業のアジア進出の拡大が指摘できる。大企業製造業のアジア進出については、自動車メーカーのタイへの進出を中心に1970年代からみられたが、1990年代の特徴としては、中国への大規模な進出や中堅・中小企業の進出が指摘できよう。そうした顧客企業のアジア進出に対応するため、各行はアジア拠点を積極的に増設していくが、邦銀のアジア重視の戦略は拠点数の増加だけでは捉えられない部分も多い。以下、3つの点に基づいて、邦銀のアジア戦略の変化を述べていきたい。第1の変化は、海外人員の集中配分である。1980年代末以降、国際業務の環境悪化を背景として、各行は新規出店の場合を除いて欧米拠点への派遣行員の増員を凍結してきた。しかしながら、アジア拠点については、本店や欧米拠点の人員を振り分ける形で増員を行っていた。例えば、都市銀行の中でもアジア重視の戦略を鮮明に打ち出していたさくら銀行は、1994年度より本店のアジア部と海外支店合わせて約100名いるアジア担当を10名増員した。これに関連会社や現地採用分を含めると、1994年度だけで100名の人員がアジア部門だけで増員された。他行においても、シンガポール支店や香港支店に置かれたディーリング部門の人員を増員したり、プロジェクトファイナンスやM&A、デリバティブを専門に取り扱う現地法人の開設に伴う人員派遣を増やしたりするなど、積極的な人員のアジアシフトを実施した。

第2の変化は、組織体制の再編である。前節で述べたように、多くの邦銀は非日系企業取引を強化するため、米州部や欧州部といった現地業務のすべてを統括する地域部制を1980年代に導入した。アジア地域においても専担部署が置かれ、1993年6月時点で、さくら銀行、富士銀行、第一勧業銀行に「アジア部」が、大和銀行に「香港業務部」が置かれていた¹⁶⁾。その他の銀行においても、国際部や国際業務部などの部内に「アジア室」や「中国室」などの部署を置き、アジア地域の拠点と連携してアジアビジネスの拡大を図った。さらには、「貿易投資相談所」や「中国投資相談チーム」といった名称の部署を新設するとともに、国内の外国為替取扱店において海外業務を担当する人員を増やしたり、本店の国際業務担当者が国内営業店の渉外担当者に海外事情に

16) 東海銀行は1988年3月に「米州部」「欧州部」「アジア部」の三地域部制を導入した。しかしながら、1990年代に入り、それまでの現地化戦略から転換して、決裁権限を東京に集中させる方針を打ち出し、1992年6月に三地域部制を廃止した。

ついて指導を行ったりすることで、全行をあげて中堅・中小企業の海外進出を支援する体制を整備した。

第3の変化は、銀行業務の強化、それに伴う支店の再重点化である。1970年代に香港において数多くの証券現地法人が設立され、また、1980年代にはシンガポールにおいて金融先物取り次ぎを専門とした現地法人が多数設立されるなど、邦銀によるアジア展開の要を担ってきたのは支店ではなく現地法人であった。しかしながら、1990年代に入り、現地企業の成長により比較的大きな資金需要が生まれたこと、また、わが国中堅・中小企業のアジア進出の増加したことにより、現地での銀行業務を強化する動きが強まった。もっとも、アジアの金融システムは、シンガポールを除くと間接金融優位の金融システムであり、非銀行業務から銀行業務へ各行のアジア戦略の力点がシフトしたことはある意味当然のことといえよう。現地での銀行業務の強化において、各行が行った取り組みは駐在員事務所の支店への昇格であった。1980年代に多くの駐在員事務所が香港とシンガポール、ソウルを除くアジアの各都市に開設されたが、現地の外銀規制に阻まれて、ほとんどの拠点で支店に昇格することがかなわなかった¹⁷⁾。それが1990年代に入り、外銀規制が緩和されると、大連や上海、広州、バンコクにあった駐在員事務所が一斉に支店へと昇格した。また、アジアの現地企業の海外進出が増加してきたことを受けて、各支店の連携を強化する動きもみられるようになった¹⁸⁾。

さて、都市銀行の国際化戦略の第2の特徴は、証券業務の強化である。都市銀行は、1970年代後半より、ロンドン、香港、チューリッヒに証券現地法人を設立し、国際証券業務に参入したことはすでに述べた。1980年代には、都市銀行の証券現地法人は、ユーロ債の引受主幹事業務でわが国証券会社の現地法人に匹敵する実績をあげていたが、大蔵省による「三局指導」により、日系企業による起債が多いユーロドル建て普通社債や転換社債の引受実績は伸び悩んでいた。三局指導とは、1975年8月に大蔵省の銀行局、証券局、国際金融局の三局間で合意されたもので、その内容は、日系企業が公募外債を発行する際に、当該外債の引受主幹事業務を邦銀の証券現地法人が行うことを事実上禁止したものであった。三局指導は、都市銀行の証券現地法人にとって長年にわたり足かせになっていたが、1993年4月に撤廃された。それを受けて多くの都市銀行は、主にロンドンや香港の証券現地法人の資本金増強に乗り出した。それにより多くの証券を保有することが可能になり、起債の引き受け能力を高めることができた。また、主に現地スタッフの採用を中心として人員の大幅な増員を行うことで、外債の引受主幹事業務の獲得競争に本格的に参入した。なお、社債の引受業務だけではなく、エクイティファイナンス（新株発行を伴う資金調達）の引受業務にも参入し、富士銀行が邦銀では初めて主幹事を獲得するなど、それまで証券会社の聖域であった分野に風穴をあけることに成功した。1990年代入ると、各行はアジアでの証券業務

17) 例外は三和銀行と富士銀行の深圳支店である。

18) 具体的な事例としては、シンガポール支店の取引先企業が中国で工場建設を行う際、シンガポール支店が香港支店を通じて中国国内の情報を収集し、取引先企業に提供するという連携が挙げられる。さらには、シンガポール支店に代わって中国国内の支店が設備資金を貸し出したり、香港支店が輸出に関わる外為業務を手掛けたりすることもあった。

の拡大に乗り出し、シンガポールにマーチャントバンクを設立した。なお、シンガポールに設立されたマーチャントバンクは、証券業務以外にも、シンガポール支店と連携してプロジェクトファイナンスに参画し、アジアにおけるプロジェクトファイナンスの主幹事業務では、欧州勢を押さえて都市銀行が上位を占めていた。

そして、第3の特徴は、デリバティブ（金融派生商品）業務への注力である。金融取引の高度化に伴って、1980年代に入り、金利スワップや通貨スワップ、オプションといったデリバティブ取引が急激に拡大した。顧客企業の旺盛なデリバティブ需要に対応するため、主に上位行を中心に、ニューヨークやロンドンにデリバティブ専門の現地法人が1980年代後半に相次いで設立された。さらに1990年代に入ると、ニューヨークやロンドンのデリバティブ現地法人は、シンガポールに現地法人（親銀行から見れば孫会社）を設立し、ニューヨーク・ロンドン・シンガポールの三極体制を構築した。

以上、1990年代前半の国際化を概観してきたが、これ以降では、1990年代後半の状況を見ていこう。

第2節で若干触れたように、1994年度末に661拠点あった都市銀行の海外拠点は、99年度末には417拠点へと大幅に減少した。417という拠点数は1980年代初めと同水準であり、拠点数だけで見ると、それまで都市銀行が進めてきた国際化が、1990年代後半のわずか5年間で約15年分その時計の針が巻き戻されたことを意味する。

都市銀行の海外拠点の大幅な減少は、主に3つの要因で引き起こされたと考えられる。第1の要因は、1996年4月の東京銀行と三菱銀行の合併に伴って行われた海外拠点の統廃合である。1994年末で、東京銀行が100拠点（駐在員事務所22拠点、支店45拠点、現地法人33拠点）、三菱銀行が60拠点（駐在員事務所17拠点、支店21拠点、現地法人22拠点）、両行合わせて160拠点あった拠点数は、新銀行（東京三菱銀行）発足時の96年4月には56拠点減の104拠点（駐在員事務所21拠点、支店47拠点、現地法人36拠点）に統廃合された。合併が発表された1995年3月当時は、業務内容、拠点数、従業員数などにおいて圧倒的に優位であった東京銀行側の海外拠点を原則存続させ、三菱銀行側の海外拠点は、その多くが廃止されるものと考えられていた。しなしながら、海外拠点の統廃合計画の策定において、両行の拠点が重複していない拠点は原則存続させる、両行の拠点が重複している支店は、現地での銀行免許を比較して、①免許で認められた業務範囲が広い方、②業務内容が同じ場合には三菱銀行に統合するという統廃合のルールが定められた。その結果、海外支店については、アジアビジネスの要であるシンガポール支店とバンコク支店は、現地でのフルバンキングの免許を有するという理由から東京銀行の支店が存続したが、ロンドン支店やニューヨーク支店を含む三菱銀行の大半の海外支店は新銀行に継承されることとなった。また、現地法人については、三菱銀行の現地法人が22拠点から10拠点到半減された一方で、東京銀行の現地法人は33拠点から26拠点への減少にとどまった。両行の現地法人の統廃合において最大の焦点は、ともにカリフォルニアに拠点を置いていた東京銀行のユニオンバンクと三菱銀行のバンク・オブ・カリフォルニアの合併であった。両現地法人とも全米有数の資産規模を有する大手銀行で

あり、なおかつユニオンバンクは上場企業であったため、合併に向けた作業に多くの時間を費やすこととなったが、ユニオンバンクが64.8、バンク・オブ・カリフォルニアが35.2の合併比率で新銀行ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニアが1996年4月に誕生した。

第2の要因は、大和銀行の米国からの全面撤退である。1995年9月、大和銀行のニューヨーク支店における巨額損失事件が世に明らかになった。事件は、ニューヨーク支店採用の嘱託行員が、簿外で行った米国債の売買によって発生した損失を隠蔽するために、支店が保有していた有価証券を無断で売却したものであった。この事件の発覚により、同年11月、大和銀行は米金融当局との間で、1996年2月2日までに米国内の支店・出張所・駐在員事務所の全ての業務を終了し免許を返還することなどに関する同意命令に合意した。その後、大和銀行は米国支店17支店のうち15支店の営業譲渡と大和銀行信託銀行の貸出金や関連取引の譲渡に関する契約を住友銀行との間で締結し、1996年2月2日に米国からの撤退手続きを完了させた。大和銀行から15支店を譲渡された住友銀行は、当初は譲渡支店を活用して米国での活動を拡大させる予定であったが、国際業務の急速な収益悪化を受けて、1998年4月に13拠点を廃止した。

第3の要因は、各行が行った公的資金による資本注入である。上述の大和銀行の米国からの全面撤退以降、1996年7月から1997年末にかけての北海道拓殖銀行による海外拠点の全廃を除けば、都市銀行による目立った海外拠点の統廃合は行われなかった。しかしながら、1998年に入ると都市銀行の経営環境は目に見えて悪化の一途を辿り、各行は公的資金の注入を政府に申請した。1998年と99年に2度にわたって総額約10兆円の公的資金が都市銀行に資本注入されたが、政府は公的資金の注入の条件として、大規模な海外拠点の統廃合を各行に迫った。各行は政府の要請に従い、欧米拠点を中心に海外拠点を5～6割程度削減する計画を策定し、それを競うように実行した。また、統廃合は1990年代に大きく成長したアジア拠点も例外ではなく、アジア通貨危機による深刻な影響を受けた東南アジア諸国の各支店や、シンガポールや香港、インドネシアなどの現地法人の多くが廃止された。

7. 結びに代えて

本稿では、時間を縦糸に、拠点形態、進出都市、各銀行、国際業務という4本の糸を横糸にして、それぞれの糸を編み込むことで、わが国都市銀行の重層的国際化という名の「タペストリー」を編み上げた。所々に糸のほつれはあるものの、本稿を一読すれば、戦後約50年のわが国都市銀行の国際化の歴史をおおまかに把握することが可能となろう。

さて、本稿は、都市銀行の海外進出に関する独自のデータベースを用いた分析を行っているが、このデータベースを活用すれば、今まで十分に明らかにされてこなかった課題を明らかにすることができると考えられる。最後に、それら課題について述べ、本稿の結びとしたい。

第1は、海外拠点の立地選択の検証である。冒頭で触れたように、邦銀に関するこの研究は家森 [1999] (原著論文はyamori [1998]) が挙げられ、欧米系銀行を対象とした研究は数多く存

在する。しかしながら、いずれの研究も国レベルの立地選択を検証したものであり、今後は都市レベルの立地選択の検証や、海外拠点形態ごと、銀行ごとの立地選択の検証が求められている。

第2は、海外進出の横ならび行動の検証である。邦銀の横ならび行動は、国内での出店行動や貸出行動においても見られ、複数の実証研究によりその存在が確認されている。海外進出における横ならび行動の存在についても、これまで多くの研究者や実務家から指摘されてきたが、その存在を実証的に明らかにした研究は、管見では皆無である。

第3は、海外拠点の存続期間の検証である。本稿の研究対象期間において、都市銀行が設立した海外拠点数は800拠点をゆうに超えるが、の中には、数十年にわたって存続した拠点や、わずか2年足らずで廃止された拠点など、その存続期間は様々である。海外拠点の存続期間については、銀行の資本力や進出先での他行との競争度など、様々な要因が影響するものと推察されるが、これまでの研究では全く明らかにされていない。

以上列挙した課題は、現在取り組んでいるものであり、検証結果については、いずれ別稿で明らかにしていきたい。

参考文献

【書籍・論文】

神野光指郎 [2005] 「1970年代における邦銀の対外進出とアメリカでの業務展開」『福岡大学商学論叢』第49巻3号。

藤田正寛・石垣健一 [1982] 「日本の銀行の国際化－主として都市銀行について－」『経済経営研究叢書（金融研究シリーズ）』第5冊，神戸大学経済経営研究所。

二上季代司 [1992] 「アジアにおける邦銀と日系証券」『証券経済』第182号。

立石泰則 [2006] 『チャイナリスク ある邦銀の挑戦』小学館文庫。

馬淵紀壽 [1992] 『多国籍金融機関の現地経営』東洋経済新報社。

向壽一 [2001] 『自動車の海外生産と多国籍銀行』ミネルヴァ書房。

家森信善 [1999] 『日本の金融機関と金融市場の国際化』千倉書房。

横内正雄 [2003] 「1990年代の香港金融市場における邦銀」『経営志林』40巻1号。

Yamori, N. [1998] “A note on the location choice of multinational banks: The case of Japanese financial institutions,” *Journal of Banking and Finance* 22(1).

【定期刊行物】

『金融財政事情』金融財政事情研究会。

『日本経済新聞』日本経済新聞社。

『日本金融名鑑』（1972－2000年度）日本金融通信社。

『ニッキン資料年報』（1991－2000年度）日本金融通信社。

【社史】

- 協和銀行通史編纂室編 [1996] 『協和銀行通史』
- 埼玉銀行通史編纂室編 [1993] 『埼玉銀行通史』
- 三和銀行調査部 [1983] 『サンワのあゆみ：三和銀行創立五十周年誌』
- 住友銀行行史編纂委員会編 [1998] 『住友銀行百年史』
- 「第一勸業銀行30年の歩み」 [2014] 編纂委員会編 『第一勸業銀行30年の歩み』
- 大和銀行七十年史編纂委員会編 [1988] 『大和銀行70年史』
- 大和銀行80年史編纂委員会編 [1999] 『大和銀行八十年史：最近10年のあゆみ』
- 東海銀行行史編集委員会編 [1982] 『東海銀行史. 続』
- 東銀史編集室編 [1997] 『東京銀行史：外国為替専門銀行の歩み』
- 富士銀行調査部百年史編さん室編 [1982] 『富士銀行百年史』
- 富士銀行企画部120年史編纂室編 [2002] 『富士銀行史 1981—2000』
- 日本経営史研究所編 [1976] 『三井銀行：100年のあゆみ』
- 三菱銀行調査部銀行史編纂室編 [1980] 『三菱銀行史. 続』
- 東京三菱銀行企画部銀行史編纂チーム編 [1999] 『三菱銀行史. 続々』